

# 令和6年度の介護職員の処遇改善へ向けての取組み

社会福祉法人田老和心会では、令和6年度において下記のとおり介護職員等処遇改善加算を取得し、職員の処遇改善に取組みます。

## 記

### 1. 介護職員等特定処遇改善加算の区分

- (1) 特別養護老人ホームふれあい荘（介護老人福祉施設）【新加算Ⅰ】
- (2) 特別養護老人ホームふれあい荘指定短期入所生活介護事業所（短期入所生活介護）【新加算Ⅰ】
- (3) 特別養護老人ホームふれあい荘指定短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護）【新加算Ⅰ】
- (4) ふれあい荘デイサービスセンター（通所介護）【新加算Ⅱ】
- (5) ふれあい荘デイサービスセンター（通所型サービス（総合事業））【新加算Ⅱ】
- (6) ふれあい荘ホームヘルパーステーション（訪問介護）【新加算Ⅰ】
- (7) ふれあい荘ホームヘルパーステーション（訪問型サービス（総合事業））【新加算Ⅰ】

### 2. 介護職員等特定処遇改善における職場環境等要件

- (1) 入職促進に向けた取組

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

- (2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

- (3) 両立支援・多様な働き方の推進

業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

- (4) 腰痛を含む心身の健康管理

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

- (5) 生産性向上のための業務改善の取組

5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

- (6) やりがい・働きがいの醸成

利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供